

修 繕 仕 様 書

- 1 修 繕 名 瀬戸町総合運動公園体育館非常用発電機更新修繕
- 2 修繕の目的 非常用発電機が劣化し起動しないため更新するもの
- 3 修 繕 場 所 岡山市東区瀬戸町南方1 3 1 1
- 4 修 繕 期 間 契約締結の日から令和8年2月27日
- 5 修 繕 内 容 非常用発電機更新 一式

6 提 出 書 類

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・課税事業者届出書 | 1 部 |
| ・修繕業務着手届 | 1 部 |
| ・工程表 | 1 部 |
| ・業務責任者届 | 1 部 |
| ・下請負通知書及び添付書類 | 1 式（必要な場合のみ） |
| ・修繕写真帳（A4 カラー・工程毎） | 1 部 |
| ・完了通知書 | 1 部 |
| ・その他監督員の指示する書類 | 1 式 |

7 そ の 他

- ・岡山市契約規則、関係法令、関係書類、並びに現場等を熟知承認のうえ請け負うこと。
- ・本修繕の施工で発生した撤去品及び廃材は受注者において、各種関係法定に従って適正に処分すること。
- ・作業中は安全作業に努め、事故等が発生しないようにすること。また、資格が必要な作業についてもあらかじめ資格証等の写しを提出すること。
- ・本修繕の施工において、必然的に発生する軽微な修理及び消耗品取替は、本修繕に含むものとする。ただし、本修繕の範囲で対応できない修繕箇所が見つかった場合は速やかに市監督員に報告し、その指示に従うこと。
- ・施設の利用に影響のある現地施工は、施設管理者と十分に調整すること。
- ・その他詳細については、市監督員とその都度協議を行い指示に従うこと。